

1 申請しようとする人は次の事項を確認してください。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）を熟知すること。
- (2) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (3) 法に定める「欠格事項」に該当しないこと。

欠格事項（法第14条第5項第2号）

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は許可されない。

成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）第206条（傷害助勢罪）第208条（暴行罪）第208条の3（凶器準備集合・結集罪）第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

許可を受けた者が、この法若しくは浄化槽法又はこれらの法令に基づく処分に違反する行為をして許可を取り消され、その取り消しを受けた日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

一部例外があります。

許可を受けた者が、この法若しくは浄化槽法又はこれらの法令に基づく許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、廃棄物処理業許可又は浄化槽清掃業許可の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

に規定する期間内に上記の廃止の届出があった場合において、 の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が から までのいずれかに該当するもの

一部例外があります。

法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに から までのいずれかに該当する者のあるもの
一部例外があります。

個人で政令で定める使用人のうちに から までのいずれかに該当する者のあるもの

一部例外があります。

暴力団員等がその事業活動を支配するもの

政令で定める使用人（政令使用人）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。（法施行令第6条の10）

- (1) 本店または支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- (4) 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）について十分な知識を持つこと。
- (5) 適正な運搬ができる運搬車又は運搬船、運搬容器等を有すること。
- (6) 申請先の行政庁及び関係官庁の指導を守ること。

2 許可までに要する期間は各行政のページをご覧ください。

3 申請手数料(平成25年4月現在)
(県、政令市とも共通のもの)

業の区分	新規許可	変更許可
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	72,000円

4 申請手続について

- 1 申請要領、記入例を参考に申請書類を作成する。
11 ページ又は 12 ページのチェック表の必要書類をそろえる。
申請書及び必要書類(様式の定められたもの)にボールペン等で記入する。(鉛筆は不可)
申請書類を一式セットし、正本とする。
再度チェック表に従ってチェックした後、副本用として1部コピーする。
- 2 申請書類のチェックを受付窓口で受ける。
添付書類又は記載事項に不備があれば修正する。
(申請書類を返却する場合があります。)
申請手数料を貼付若しくは納入した後、申請書を提出する。
なお、郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接各窓口へご持参ください。

5 その他

- 1 書類は、11 ページ又は 12 ページのチェック表の順に A 4 判のファイルに綴じてください。
ファイルの表紙・背表紙には 37 ページの図を参考に、別紙 18 をコピーして、切り取り、名称(氏名)を記入してファイルに貼り付けてください。
B 5 判など大きさの異なる書類は、A 4 判の用紙の左下の角にあわせるか、A 4 判の台紙に貼り付けてファイルしてください。
- 2 その他不明な点は、各行政へお問い合わせください。

同じ行政内において複数の許可を同時に申請する場合、同時申請(届出)に関する申立書(別紙 15)の一覧にある添付書類については、同申立書により原本に代えて、写し(コピー)で提出することができます。(省略は不可。)

西宮市のページ

1 許可までに要する期間

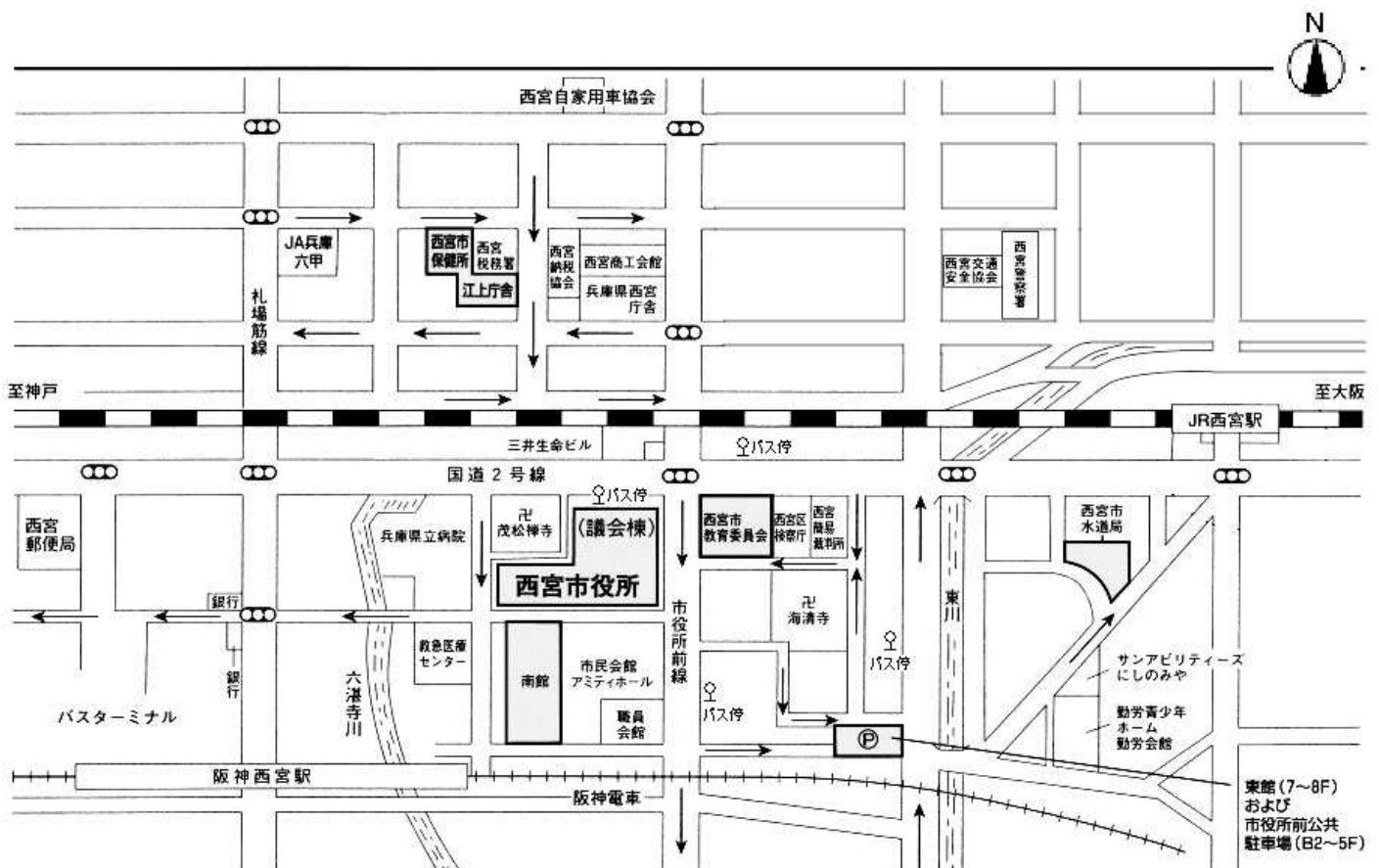
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（積替え・保管を含まない）許可に係る行政手続法上の西宮市の標準審査期間は、35日（ただし、行政庁の閉庁日を除くため約1ヶ月半）です。

2 申請手数料の納付方法について

許可に係る申請手数料は、申請時に納付書をお渡ししますので、指定の金融機関で納付し、領収書を持参して下さい。

（西宮市では証紙による納入、現金による納入は行っておりません。）

西宮市役所周辺地図



問い合わせ先
〒 662 - 8567
西宮市六湛寺町 10 番 3 号（本庁舎8階）
西宮市産業環境局産業環境総括室 産業廃棄物対策課
(0798)35 - 3277